

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第38号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年2月17日 14時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市高島南東方沖の浮瀬 佐世保市所在の九十九島湾大崎防波堤灯台から真方位221° 2,830m付近 (概位 北緯33°08.8′ 東経129°37.3′)
事故等調査の経過	平成26年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三藤進 <sup>とうしん</sup> 、19トン 270-41323長崎、株式会社藤進 B クレーン台船 第五藤進、不詳（長さ約64.1m） なし、株式会社藤進
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船底に凹損
事故等の経過	A 船は、船長ほか3人が乗り組み、石材約700m <sup>3</sup> を積載して船首約2.4m、船尾約2.6mの喫水により、甲板員等4人が乗船するB船の船尾にA船の船首を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、船長が操船して約2ノットの対地速力で浮瀬の北方に向けて西進中、平成26年2月17日14時30分ごろ浮瀬北方沖の浅所に乗り揚げた。 A船押船列は、船体を点検し、異状が認められなかったため、その後も航海を続け、4月12日造船所で上架したところ、B船の船底に損傷が発見された。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風速 約6m/s 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の海域を自ら操船して航行するのは初めてであり、事前に海図で水路調査を行っていなかった。 船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし

判明した事項の解析	A船押船列は、浮瀬北方沖を西進中、船長が事前に水路調査を行っていなかったことから、浮瀬北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、浮瀬北方沖を西進中、船長が事前に水路調査を行っていなかったため、浮瀬北方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・初めて航行する海域は、事前に水路調査を行って浅所の状況等を把握しておくこと。